

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（634）」

2. 日時：平成30年1月31日 17時30分～18時55分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

角谷安全審査管、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループ 副長（他3名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、平成29年12月28日に提出のあった『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』について、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（格納容器破損防止対策）のうち、「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」、「水素燃焼」及び「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱（以下「DCH」という。）」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

#### 【DCHについて】

- 評価事故シーケンスについて、炉心損傷前の手動減圧失敗は認知の遅れによるもので、逃がし安全弁の機能喪失ではないことが分かるよう補足説明を加えること。
- 原子炉水位の挙動について、解析コードMAAPの評価結果の方が解析コードSAFERよりも「保守的」としているが、「保守的」は、原子炉水位低下速度を大きく評価するという意味であることが分かるように記載を適正化すること。
- 原子炉水位が有効燃料長底部から有効燃料長の20%上の位置まで低下する時間は、炉心損傷開始から約3分後と評価しているが、先行プラントと比較して水位の低下速度が大きい理由を整理して説明すること。

#### 【その他】

- ペDESTAL（ドライウェル部）に設置するコリウムシールドについて、溶融燃料が落した際の熱衝撃等を考慮しても健全性を維持できることを整理して説明すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 比較表